

改正

平成27年 5 月 1 日要綱

令和 2 年 1 月17日要綱

伊勢崎市ぐんま緑の県民基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、市民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくため、群馬県が定めたぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱（平成26年 3 月31日付け林第30211— 1 号群馬県環境森林部長通知）及びぐんま緑の県民基金市町村提案型事業実施要領（平成26年 3 月31日付け林第30211— 1 号群馬県環境森林部長通知）に基づき実施される、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(補助対象事業等)

第 3 条 この補助金の交付対象となる者は、NPO法人、ボランティア団体、自治会等の団体とする。

2 この補助金の交付対象となる事業、経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

3 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数全額を切り捨てるものとする。

(事業計画)

第 4 条 補助事業者等は、補助事業等を実施するときは、市長が別に定める期日までにぐんま緑の県民基金事業計画書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の交付の申請前に前項に規定する計画書の内容を変更し、又は廃止するときは、ぐんま緑の県民基金事業計画変更（廃止）届出書（様式第 2 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ぐんま緑の県民基金事業箇所別実施計画書(様式第4号)
- (2) 事業実施位置図
- (3) 事業実施箇所の状況写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助事業等の変更等)

第8条 補助事業者等は、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等の内容の変更又は同項第3号に規定する補助事業等の廃止をするときは、ぐんま緑の県民基金事業変更等承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付してあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容が適正であるかどうか等を調査し、適正と認めたときは、補助事業者等に対しぐんま緑の県民基金事業変更等承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の状況報告は、12月3日までにぐんま緑の県民基金事業実施状況報告書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告書の様式)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(添付書類)

第11条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) ぐんま緑の県民基金事業箇所別実績書(様式第10号)
- (2) 事業実施位置図
- (3) 事業実施箇所の状況写真等
- (4) 補助対象経費に係る領収書等
- (5) その他実績報告の根拠となる証拠書類等

(報告書の提出時期)

第12条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。第14条第2項において同じ。）後30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第11号のとおりとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第15条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、環境部環境保全課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日要綱)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月17日要綱)

この要綱は、決裁の日（令和2年1月17日決裁）から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。